

京都市告示第 214 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 8 月 12 日

京都市長 門川大作

1 道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
477号	右京区京北下町折谷4番地の2地先から	旧	メートル 29.00	メートル 6.60 ~ 8.50
	同町3番地の2地先まで	新	29.00	12.50 ~ 28.00

2 道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都京北線	北区雲ヶ畑中畑町167番地の1地先から	旧	メートル 20.50	メートル 5.70 ~ 26.30
	同町259番地地先まで	新	20.50	6.50 ~ 27.20
渋谷山科停車場線	山科区竹鼻西ノ口町63番地の7地先から	旧	29.00	5.85 ~ 6.50
	同町61番地の4地先まで	新	29.00	6.50 ~ 13.00

3 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宮緯11号線	北区大宮南山ノ前町35番地の3地先内	旧	メートル 31.00	メートル 5.95
		新	31.00	6.01
嗟峨緯41号線	右京区嗟峨鳥居本北代町44番地の1地先から 同町44番地の12地先まで	旧	10.10	6.00
		新	10.10	6.00
醍醐緯36号線	伏見区醍醐和泉町5番地の74地先から 同町5番地の3地先まで	旧	30.40	5.60
		新	30.40	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)